昭和三十五年政令第十六号 特許法施行令

号)の規定に基づき、 の政令を制定する。 内閣は、特許法(昭和三十四年法律第百二十一 (在外者の手続の特例) 及び同法を実施するため、

第一条 特許法第八条第一項の政令で定める場合 次に掲げる場合とする。

は、その代表者)が日本国に滞在している 特許管理人を有する在外者(法人にあつて

三 在外者が特許法第百七条第一項の規定によ る第四年以後の各年分の特許料の納付をする 経済産業省令で定める手続を自ら行う場合 新案登録に基づく特許出願を除く。)その他 同法第四十六条の二第一項の規定による実用 の規定による出願の変更に係る特許出願及び 特許出願、同法第四十六条第一項又は第二項 項の規定による特許出願の分割に係る新たな 在外者が特許出願(特許法第四十四条第

理由となる処分) (特許法第六十七条第四項の延長登録の出 願の

第二条 特許法第六十七条第四項の政令で定める 処分は、次のとおりとする。

条第一項の登録 合を含む。)の変更の登録及び同法第三十四(同法第三十四条第六項において準用する場号)第三条第一項の登録、同法第七条第一項 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二

次に掲げる処分

品医療機器等法第十四条の二の二第五項の 機器等法第十四条の二の二第五項の申請にする医薬品に係る同項の承認(医薬品医療 申請に基づくものを除く。) の承認(同条第五項において準用する医薬 び医薬品医療機器等法第十九条の二第一項 を含む。)の申請に基づくものを除く。)及 第十九条の二第五項において準用する場合 四条の二の二第五項(医薬品医療機器等法 含む。)の承認(医薬品医療機器等法第十 器等法」という。)第十四条第一項に規定 年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機 安全性の確保等に関する法律(昭和三十五 十九条の二第五項において準用する場合を 第十四条第十五項(医薬品医療機器等法第 基づくものを除く。)、医薬品医療機器等法 医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び 第三条 特許法第六十七条の五第三項の政令で定

申請に基づくものを除く。 機器等法第二十三条の二の六の二第五項の 器等法第二十三条の二の十七第一項の承認 品医療機器等法第二十三条の二の十七第五 等法第二十三条の二の六の二第五項(医薬 る場合を含む。)の承認(医薬品医療機器 二十三条の二の十七第五項において準用す の二の五第十五項(医薬品医療機器等法第 を除く。)、医薬品医療機器等法第二十三条 条の二の六の二第五項の申請に基づくもの 同項の承認(医薬品医療機器等法第二十三 に基づくものを除く。) 及び医薬品医療機 項において準用する場合を含む。)の申請 (同条第五項において準用する医薬品医療 一項に規定する体外診断用医薬品に係る 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五

係る同項の認証及び同条第七項の認証 十三第一項に規定する体外診断用医薬品に 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二

用する場合を含む。)の申請に基づくもの 第二十三条の二十六の二第三項において準 三条の二十六第五項(医薬品医療機器等法 場合を含む。)の承認(医薬品医療機器等 第一項の承認(医薬品医療機器等法第二十 くものを除く。) いて準用する場合を含む。)の申請に基づ 器等法第二十三条の二十六の二第三項にお 十七第五項において準用する医薬品医療機 五項(医薬品医療機器等法第二十三条の三 医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第 医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第 含む。)の申請に基づくものを除く。)及び 条の三十七第五項において準用する場合を 十六第五項(医薬品医療機器等法第二十三 用する医薬品医療機器等法第二十三条の二 おいて準用する場合を含む。)において準 医療機器等法第二十三条の三十七第五項に 法第二十三条の二十六の二第三項(医薬品 二十三条の三十七第五項において準用する の二十五第十一項(医薬品医療機器等法第 を除く。)、医薬品医療機器等法第二十三条 項の承認(同条第五項において準用する 医薬品医療機器等法第二十三条の二十五

期間) (特許法第六十七条第四項の延長登録の出願の

める期間は、三月とする。

ただし、同法第六十

の理由がなくなつた日から十四日(在外者にあ 内にその出願をすることができないときは、そ めに帰することができない理由により当該期間 七条第四項の延長登録の出願をする者がその責 期間が九月を超えるときは、九月)とする。 (審査官の資格) つては、二月)を経過する日までの期間(当該

第四条 審査官の資格を有する者は、職務の級 俸給表(以下単に「指定職俸給表」という。) 号専門行政職俸給表 (以下単に「専門行政職俸」という。) による二級以上の者又は同項第二 報・研修館における所定の研修課程を修了した かに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情 の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれ 給表」という。)若しくは同項第十一号指定職 年法律第九十五号)第六条第一項第一号イ行政 職俸給表(一)(以下単に「行政職俸給表(一) 般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五1条 審査官の資格を有する者は、職務の級が

した者 四年以上特許庁において審査の事務に従事 ものとする。

一 産業行政又は科学技術に関する事務(研究 ち三年以上特許庁において審査の事務に従事 に通算して五年以上従事した者であつて、う を含む。以下「産業行政等の事務」という。)

三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事 て審査の事務に従事したもの した者であつて、うち二年以上特許庁にお

(審判官の資格) 上の学識経験を有すると認められるもの した者であつて、前三号に掲げる者と同等以 産業行政等の事務に通算して八年以上従事

行政職俸給表(一)による四級以上若しくは専第五条 審判官の資格を有する者は、職務の級が 俸給表の適用を受ける者であつて、次の各号の門行政職俸給表による三級以上の者又は指定職 有権情報・研修館における所定の研修課程を修 「したものとする。 . ずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所

五年以上特許庁において審査官の職にあつ

二 産業行政等の事務に通算して十年以上従事 て審査の事務に従事したもの した者であつて、うち三年以上特許庁におい

以上の学識経験を有すると認められるも 事した者であつて、前二号に掲げる者と 産業行政等の事務に通算して十二年以

(審判書記官の資格)

第六条 審判書記官の資格を有する者は、職務 独立行政法人工業所有権情報・研修館における あつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 級が行政職俸給表(一)による三級以上の者で 所定の研修課程を修了したものとする。

一 審判の手続に関し前号に掲げる者と同等以 上の学識経験を有すると認められる者 権に関する事務に従事した者 通算して五年以上特許庁において工業所有

第七条 特許法第八十五条第一項の審議会等で政 (工業所有権審議会)

(主張の制限に係る決定又は審決) 令で定めるものは、工業所有権審議会とする。

第八条 特許法第百四条の四第三号の政令で定め る決定又は審決は、次の各号に掲げる場合につ いてそれぞれ当該各号に定める決定又は審決と

特許無効審判により無効にされないようにす れないようにするためのものである決定又は 第百十四条第二項の取消決定により取り消さ 事実以外の事実を根拠として当該特許が同法 決である場合 当該訴訟において立証された るためのものである審決 又は補償金の支払の請求をした者の勝訴の判 した終局判決が当該特許権者、専用実施権者 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定

のである審決 判により無効にされないようにするためのも 第二項の取消決定により取り消されないよう 事実を根拠として当該特許が同法第百十四条 決である場合 当該訴訟において立証された 又は補償金の支払の請求をした者の敗訴の判 にするためのものである決定又は特許無効審 した終局判決が当該特許権者、専用実施権者 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定

(特許料)

第八条の二 特許法第百七条第一項の六万千六百 ぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。 次の表の上欄に掲げる各年の区分に従い、それ 円を超えない範囲内で政令で定める額及び四千 八百円を超えない範囲内で政令で定める額は、

_		同 等	上従	すし
		第七年から第九年まで	第四年から第六年まで	第一年から第三年まで
	円	二万四千八百	一万三百円	四千三百円
		千九百円	八百円	三百円

|第十年から第二十五年||五万九千四百||四千六百|

(資力を考慮して定める要件)

第九条 特許法第百九条の政令で定める要件は 次のとおりとする。

を提出する日において、次のいずれかに該当 個人にあつては、第十一条第一項の申請書

四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を 受けていること。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十

に掲げる要件に該当する場合を除く。)。 令で定める額に満たないこと。) (イ又はロ 産業省令で定める額に満たないこと。)。 ところにより算定した所得の合計額が経済 う。) にあつては、経済産業省令で定める 定する非居住者(以下「非居住者」とい されていないこと(所得税法(昭和四十年 により算定した所得の合計額が経済産業省 にあつては、経済産業省令で定めるところ 法律第三十三号)第二条第一項第五号に規 市町村民税(特別区民税を含む。)が課 所得税が課されていないこと(非居住者

こと。)(イ又は口に掲げる要件に該当する 計額が経済産業省令で定める額に満たない 令で定めるところにより算定した所得の合 場合を除く。)。 いこと(非居住者にあつては、経済産業省

その事業に対する事業税が課されていな

を提出する日において、次のいずれにも該当 法人にあつては、第十一条第一項の申請書

条第五号ロにおいて「特定法人」という。) 省令で定める額)が三億円以下の法人(次 出資を有しない法人にあつては、経済産業 であること。 資本金の額又は出資の総額(資本金又は

より算定した所得がないこと。)。 あつては、経済産業省令で定めるところに 第二条第一項第七号に規定する外国法人に 法人税が課されていないこと(所得税法

は額の株式又は出資を単独で所有する関係価額の総額の二分の一以上に相当する数又 行済株式の総数、出資口数の総数又は出資 配関係(他の法人に対する関係で、その発 その他その事業活動を実質的に支配するこ イ及び口に該当する法人に対し、特定支

> る関係をいう。次条において同じ。)を持 とが可能なものとして経済産業省令で定め つている法人がないこと。

業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮 (資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産 して定める者)

|第十条 特許法第百九条の二第一項の政令で定め る者は、次に掲げる者とする。

事業者を除く。) 支配関係を持つている場合における当該中小 小事業者に対し中小事業者以外の法人が特定 六号までに掲げる者に該当する者及び当該中 いて「中小事業者」という。) (第四号から第 次のいずれかに該当する者(以下この条にお の条において「申請日」という。)において、 次条第二項の申請書を提出する日(以下)

業を主たる事業として営むもの トまでに掲げる業種を除く。)に属する事 業、建設業、運輸業その他の業種(ロから 百人以下の会社及び個人であつて、製造 の会社並びに常時使用する従業員の数が三 資本金の額又は出資の総額が三億円以下

属する事業を主たる事業として営むもの ス業(へ及びトに掲げる業種を除く。)に 百人以下の会社及び個人であつて、サービ 下の会社並びに常時使用する従業員の数が資本金の額又は出資の総額が五千万円以 の会社並びに常時使用する従業員の数が百 人以下の会社及び個人であつて、卸売業に 資本金の額又は出資の総額が一億円以下

もの 業に属する事業を主たる事業として営む 属する事業を主たる事業として営むもの 五十人以下の会社及び個人であつて、小売 下の会社並びに常時使用する従業員の数が 資本金の額又は出資の総額が五千万円以

品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及び百人以下の会社及び個人であつて、ゴム製 チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業 の会社並びに常時使用する従業員の数が九 を除く。)に属する事業を主たる事業とし て営むもの

ウェア業又は情報処理サービス業に属する 事業を主たる事業として営むもの 百人以下の会社及び個人であつて、ソフト の会社並びに常時使用する従業員の数が三 資本金の額又は出資の総額が三億円以下

資本金の額又は出資の総額が三億円以下

ある場合には、前々年)において試験研究 (申請日の属する月が一月から三月までで 個人であつて、申請日の属する年の前 業に属する事業を主たる事業として営 二百人以下の会社及び個人であつて、旅館 下の会社並びに常時使用する従業員の数が資本金の額又は出資の総額が五千万円以

企業組合

協業組合

協同組合連合会 事業協同組合及び事業協同小組合並びに

農業協同組合及び農業協同組合連合会

産加工業協同組合及び水産加工業協同組合 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、 水

森林組合及び森林組合連合会

る割合が十分の一以上であるもの)

合会 商店街振興組合及び商店街振興組合連 商工組合及び商工組合連合会

日 力 ワ

消費生活協同組合及び消費生活協同組

者については、百人)以下の従業員を使用 組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会 円以下の金額をその資本金の額若しくは出 員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億 中央会であつて、その直接又は間接の構成 する者であるもの 額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業 の金額をその資本金の額若しくは出資の総 (酒類卸売業者については、一億円)以下 酒類販売業者の三分の二以上が五千万円 であつて、その直接又は間接の構成員たる 従業員を使用する者であるもの並びに酒販 資の総額とする法人又は常時三百人以下の 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組

事業者については百人)以下のもの 進法(平成十年法律第七号)第二条第二項 ービス業に属する事業を主たる事業とする る事業者については五十人、卸売業又はサ 人(小売業に属する事業を主たる事業とす であつて、常時使用する従業員の数が三百 に規定する特定非営利活動法人をいう。) 特定非営利活動法人(特定非営利活動促

中小事業者(第四号から第六号までに掲げる 者に該当する者を除く。) 申請日において、次のいずれかに該当する

> の数の事業主及び従業員の数の合計に対す の数が二人以上であり、かつ、当該研究者 ができないものにあつては、常勤の研究者 ののうち試験研究費等比率を算定すること 始した日以後二十七月を経過していないも 三を超えるもの(申請日において事業を開 う。以下このイにおいて同じ。) が百分の 別に支出する費用をいう。)の合計額の る開発費及び新たな事業の開始のために特 第九十六号)第七条第一項第二号に規定す 開発費(所得税法施行令(昭和四十年政令 業所得に係る総収入金額に対する割合をい 費等比率(一年間における試験研究費及び

役員及び従業員の数の合計に対する割合が する有価証券の譲渡による収入金額を控除法律第三十四号)第二条第二十一号に規定 をいう。)の合計額の収入金額(総収入金 条第一項第三号に規定する開発費及び新た 行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四 おける試験研究費及び開発費(法人税法施 の前事業年度(申請日が前事業年度経過後 十分の一以上であるもの) 上であり、かつ、当該研究者の数の常勤 のにあつては、常勤の研究者の数が二人以 研究費等比率を算定することができないも 超えるもの(申請日において設立の日以後 以下この口において同じ。)が百分の三を 額から固定資産又は法人税法(昭和四十年 な事業の開始のために特別に支出する費用 において試験研究費等比率(一事業年度に 二十六月を経過していないもののうち試験 した金額をいう。)に対する割合をいう。 二月以内である場合には、前々事業年度) 法人であつて、申請日の属する事業年度

合において、当該指定補助金等を交付され の(当該事業の終了の日から起算して二年 術に関する研究開発の事業の成果に係るも 以内に出願されたものに限る。)である場 に規定する指定補助金等を交付された新技 成二十年法律第六十三号)第二条第十六項 ベーション創出の活性化に関する法律(平 その特許発明又は発明が科学技術・イノ

条第二項に規定する承認経営革新計画に従 強化法(平成十一年法律第十八号)第十五 その特許発明又は発明が中小企業等経営

る場合において、当該経営革新のための事若しくは特許を受ける権利に係るものであ 業を行う者 実施するために必要となるものとして当該 出願されたものに限る。)又はその成果を 新計画の終了の日から起算して二年以内に る。) の成果に係るもの (当該承認経営革 業(技術に関する研究開発に係るものに限 に規定する経営革新をいう。)のための事つて行われる経営革新(同法第二条第九項 承認経営革新計画に従つて承継した特許権

者(次号から第六号までに掲げる者に該当す る者を除く。) 申請日において、次のいずれかに該当する

員のうち専ら研究に従事する者 機関法人」という。)の長若しくはその職利用機関法人(口において「大学共同利用 教授、准教授、助教、講師、助手若しくは る者、同条に規定する高等専門学校(ロに その他の職員のうち専ら研究に従事する者 おいて「高等専門学校」という。)の校長、 長、教授、准教授、助教、講師、助手若し 号)第一条に規定する大学(ロにおいて 十二号)第二条第三項に規定する大学共同 又は国立大学法人法(平成十五年法律第百 くはその他の職員のうち専ら研究に従事す 「大学」という。)の学長、副学長、学部 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 兀

ロ 大学若しくは高等専門学校を設置する者 又は大学共同利用機関法人

民間事業者への移転の促進に関する法律大学等における技術に関する研究成果の に規定する承認事業者 (平成十年法律第五十二号) 第五条第二項

二 独立行政法人(独立行政法人通則法(平 あつて、別表に掲げるもの 受けるものをいう。ホにおいて同じ。)で 設立行為をもつて設立された法人であつ立された法人又は特別の法律により特別の じ。) 又は特殊法人(法律により直接に設 定する独立行政法人をいう。ホにおいて同成十一年法律第百三号)第二条第一項に規 て、総務省設置法(平成十一年法律第九十 号)第四条第一項第八号の規定の適用を

当該研究成果に係る当該独立行政法人又は における技術に関する研究成果について、 別表に掲げる独立行政法人又は特殊法人

> 事業を行う者 を行おうとする民間事業者に対し移転する その他の行為により、当該研究成果の活用 特許権についての譲渡、専用実施権の設定 当該特許を受ける権利に基づいて取得した 受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は 当該特殊法人が保有する特許権又は特許を

行うものをいう。)を設置する者 育法第二条第二項に規定する公立学校を除 れる試験所、研究所その他の機関(学校教 く。) であつて、試験研究に関する業務を 公設試験研究機関(地方公共団体に置か

外のものであつて、試験研究に関する業務 法律第百十八号)第二条第一項に規定する を行うものをいう。) 六十八条第一項に規定する公立大学法人以 地方独立行政法人をいう。)のうち同法第 政法人(地方独立行政法人法(平成十五年 試験研究地方独立行政法人(地方独立行

事業者(第六号に掲げる者に該当する者を除 申請日において、次のいずれかに該当する

て同じ。) 以下である個人 として営む者にあつては、五人。口におい 又はサービス業に属する事業を主たる事業 常時使用する従業員の数が二十人(商業

おける当該法人を除く。)の法人が特定支配関係を持つている場合に ある法人(当該法人に対し中小事業者以外 常時使用する従業員の数が二十人以下で

事業者(次号に掲げる者に該当する者を除 申請日において、次のいずれかに該当する

Ŧi.

イ その事業を開始した日以後十年を経過し

支配関係を持つている場合における当該創 年を経過していないもの(以下この口にお 業特定法人を除く。) 特定法人に対し特定法人以外の法人が特定 いて「創業特定法人」という。)(当該創業 特定法人であつて、その設立の日以後十

六 法第七条第六項に規定する福島国際研究産業 の特許発明又は発明が当該事業の成果に係る 都市区域において事業を行う中小事業者(そ に規定する認定福島復興再生計画に基づき同 (平成二十四年法律第二十五号) 第八十六条 申請日において、福島復興再生特別措置法

う者に限る。)

許庁長官に提出しなければならない。 面として経済産業省令で定めるものを添付し

第十二条 特許庁長官は、第九条第一号イ又はロ ことが困難であると認めるときは、特許法第百 るものとする。 ち、第一年から第三年までの各年分については 七条第一項の規定により納付すべき特許料のう てはその金額の二分の一に相当する額を軽減す 免除し、第四年から第十年までの各年分につい に掲げる要件に該当する者が特許料を納付する

3 2 こ目当から第十年までの各年分の金額の二分の一十九一年から第十年までの各年分の金額の二分の一十九一項の規定により納付すべき特許料のうち、第一八十四条困難であると認めるときは、特許法第百七条第一八、第 百 年から第十年までの各年分の金額の二分の一に 項の規定により納付すべき特許料のうち、第一 書の提出があつたときは、特許法第百七条第一 掲げる要件に該当する者又は同条第二号に掲げ のいずれかに該当する者から前条第二項の申請 に相当する額を軽減するものとする。 特許庁長官は、第十条第一号から第三号まで 特許庁長官は、第九条第一号ハ若しくはニに

第六項

四条の九れた国際特許出願に係る定の登

たもの たもの たもの たもの たもの がされた出 解公開がされは出願公開 がされた出 の登録又

|第 百 八 十||特許権の設定の登録がさ||特

4 当する者から前条第二項の申請書の提出があつ 相当する額を軽減するものとする。 特許庁長官は、第十条第四号又は第五号に該

||四条の十|は第百八十四条の五第一 ||二第一項、|項の規定による手続を|四項に

規十十定第四

条の土は第百八十四条の五第一条の二十一百八十日本語特許出願について第百八十

限る。) である場合において、当該事業を行 日から起算して二年以内に出願されたものに めがある場合にあつては、当該期間の終了の もの(当該認定福島復興再生計画に期間の定

減するものとする。

特許庁長官は、第十条第六号に該当する者か

での各年分の金額の三分の二に相当する額を軽 納付すべき特許料のうち、第一年から第十年ま たときは、特許法第百七条第一項の規定により

第十一条 特許法第百九条の規定による特許料の る事項を記載した申請書に、第九条第一号又は 軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げ 第二号に掲げる要件に該当することを証する書

6

前各項の規定により算定した特許料の金額に

とする。

特許料のうち、第一年から第十年までの各年分 特許法第百七条第一項の規定により納付すべき ら前条第二項の申請書の提出があつたときは、

の金額の四分の三に相当する額を軽減するもの

項を記載した申請書に、申請人が前条各号のい 料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事 して経済産業省令で定めるものを添付して、特 ずれかに該当する者であることを証する書面と 特許法第百九条の二第一項の規定による特許 特許料の軽減又は免除を必要とする理由 当該特許出願の番号又は当該特許番号 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 特許庁長官に提出しなければならない。

係る特例)

の端数は、切り捨てる。

(決定により特許出願とみなされる国際出願に

三項の規定の適用があるときを除く。)は、そ 十円未満の端数があるとき(特許法第百七条第

一 当該特許出願の番号又は当該特許番号 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所 (特許料の減免)

第十三条 特許法第百八十四条の二十第六項の規 定による技術的読替えは、 る。 次の表のとおりとす

読み替 . える

第一項の大 ||五第三項、 第百八十 |四条の十の国際出願日 第 百 八 十第百八十四条の四第一 第百八十 二第二項 |読 み 替 え読み替えられる字句 四条の十 る特許法 第百八十国際出願 の規定 項 た願す四条第百 のと国際規一十四 とな際規定第四とない出 と認つ出 められる日

○ 注:	八六号) 抄附 則(昭和五九年六月一六日政令第一		四項に規定規定	条の十又は	4
第 一	政令は、昭和四十六年一月一日から施行	する。	百八十	八 十第百八十四条の四第一	
,	三一〇号) 附 則 (昭和四五年一〇月一七日政令第	三附	項の二	第二項条の十の翻訳文	
5	八十六号)は、廃止する。 ひ特許補償等審査会令(昭和二十六年政令第百	八十六八十六二	項 第 百 八 十 四	十第百八十四条の四第一	
	特許収用令(昭和十三年勅令第五十二号)及特許視施行令(大正十年東令第四百六十号)及	、特特) 八十 十四 条 音	
 -	f)り iか.	年四月		`条 ぎの	
- -	致令は、特阵去の施行の日(昭和三十五: 則	1 この 附	原	第百八十二第二項、	
スゴ	若しくは		i れ タ た 国	条の十の外国語特許出願条の十の外国語特許出願	
2	うも この ると		哲で	写 八 上第写八十四条の四第一例期間)の経過後	
	日 と な		特	つては、翻訳文提出	
5 D	する国際出四項に規定		(C 75	し書の外国語特許出願八十匹条の匹第一項た	
一 名	くは条の二十		. 自	書面提	
第	百八十			手数料を納付した後	
	若しくけ		<u>き</u>	の規定により納付すべ	
- z	るりに対		<u>項 7</u>	つ、第百九十五条第二	
す	若しくは 平頂 こ見を		<u></u>	現定こよる手売をし、い百川十四条の五第一項の	
	八十四条の四第六項第百八十) 第	第一項又は第四項及び	
第一 第	定する国際		<u>; </u>	っては第百八十四条の	
E _	特許協力条約第二十一条		あ		
、協	ワシントンで作成された			条の十は第百八十四条の五第	
第一	九百七十年六月十九日に	五第四項	て	八 十日本語特許出願にあつ	
	あるのは「について千	四条の			
	-と、「について出願公開」と	第百八		日の原	
	ナる国際公開 ごける		3	百八十国内の里表集寺の属す	
h. –	フやり第二一 - A こ見ぎ トンで作成された特許協			こと後 て国内処理基準時を	
- 任	十年六月十九日にワシン	五第三項	<u>: あ</u>		
: z	-あるのは「又は千九百七	四条の・	き	の規定により納付すべ	
2	-と、「又は出願公開」ととする	百	<u>項</u>	つ、第百九十五条第二	
н		第一	7) - (7)	規定による手続をし、	
1		四分条の	<u> </u>		
1	がこ第四十二条第二頁の	5	<u> </u>	第一頁又は第四頁及び:	
	t ら れる		<u>つ</u>	後、外国語特許出願につ	
	たもの	項		の二す	
す	と [の 十 五 I	ì	四条の十第二項の規定により納	
1	する国際	十 四	る決定の	百八十し、かつ	

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行

三一七号) 抄 (昭和六○年一二月二一日政令第

(施行期日等)

日から施行する。 し、第四十二条の規定は、昭和六十一年一月一 この政令は、公布の日から施行する。ただ

年七月一日から適用する。 る改正後の次に掲げる政令の規定は、昭和六十 この政令(第四十二条の規定を除く。)によ

から八まで 略

特許法施行令 則 (昭和六二年一二月四日政令第三

(施行期日)

九一号)

施行する。 条 この政令は、昭和六十三年一月一日から

(特許法施行令第一条の四ただし書の適用)

る場合について適用する。 する処分がこの政令の施行の日前三月以後にあ 一条 この政令による改正後の特許法施行令第 条の四ただし書の規定は、特許権の存続期間 延長登録の理由となる同令第一条の三に規定

の審判又は再審に係る特許権に追加の特許権が 第一項の審判の確定審決又はその確定審決に対 あるときは、原特許権とともに追加の特許権に する再審の確定審決があつた場合において、そ 二条 特許庁長官は、特許法第百二十五条の二 (追加の特許権がある場合の登録等) いて登録をしなければならない。

きは、原特許権とともに追加の特許権について 又は再審に係る特許権に追加の特許権があると 予告登録をしなければならない。 る再審の請求があつた場合において、その審判 項の審判の請求又はその審判の確定審決に対す 特許庁長官は、特許法第百二十五条の二第一

(平成五年八月二五日政令第二七

この政令は、平成五年十月一日から施行す

三号) 則 (平成五年一〇月八日政令第三三

(施行期日)

法律 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成六年一月一日)から施行する。 一条 この政令は、特許法等の一部を改正する

> 第二条 この政令の施行の際現に特許庁に係属し 合において、旧実用新案登録令第三条の二第二 令の施行後も、なおその効力を有する。この場 令」という。)、改正前の意匠登録令、改正前の 手数料令」という。)、改正前の特許登録令、改令、改正前の特許法等関係手数料令(以下「旧 改正前の弁理士法施行令、改正前の特許法施行 再審については、改正前の実用新案法施行令、 三号)の規定の適用を受けるものを除く。)又 ている実用新案登録出願(改正法附則第五条第 号、第十六号及び第十七号、第八条並びに第十 項並びに旧特例法施行令第一条第十二号、第三 び改正前の通商産業省組織令の規定は、この 施行令(以下「旧特例法施行令」という。)及 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 正前の実用新案登録令(以下「旧実用新案登録 係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは はこの政令の施行前にした実用新案登録出願に (係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置) 業省令」とする。 条第一号及び第二号、第六条第九号、第十一 一条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産 項の規定により改正法第三条の規定による改

号) 抄 (平成六年三月二四日政令第六五

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 平成六年四月一日から施行

附 則 (平成六年七月二七日政令第二五

日)から施行する。 等に関する法律の施行の日(平成六年九月一 この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇

抄 (平成七年五月八日政令第二〇六

(施行期日)

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する 法律(以下「改正法」という。)の施行の日 く。)、第八条中実用新案登録令第二条の改正規 に同令第三十条第一項第四号の改正規定を除 条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を 定(特許登録令第一条第一号、第三条第四号及 (平成七年七月一日) から施行する。ただし、 「又は第百二十六条第一項」に改める部分並び び第十六条第六号の改正規定中「、第百二十六 第二条、第四条及び第六条の規定、第七条の規

平成八年一月一日から施行する。 百二十六条第一項」に改める部分を除く。)は、 項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第 録令第二条の改正規定中「、第百二十六条第一 部分を除く。)及び附則第六条の規定(商標登 第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第 条の規定(意匠登録令第二条の改正規定中「、 並びに同令第三条及び第六条の改正規定、第十 る法律施行令第一条第八号の改正規定(「第十 二条の規定並びに附則第四条の規定、附則第五 一号」を「第十二号」に改める部分を除く。) 項」を「又は第百二十六条第一項」に改める 条中工業所有権に関する手続等の特例に関す 分に限る。)、第九条及び第十条の規定、第十 (「同条第四号」を「同条第五号」に改める 1 る 施

附 則 (平成九年一一月一九日政令第三

この政令は、民事訴訟法の施行の日 一月一日)から施行する。 (平成一〇年一二月一八日政令第 (平成十

四〇〇号) 則

この政令は、公布の日から施行する。 四〇八号) 附 則 (平成一一年一二月二二日政令第

この政令は、平成十二年一月一日から施行す

四三〇号) 則 (平成一一年一二月二七日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年一月一日 行する。 「から施

(特許法施行令の改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行前に特許をすべき旨の査 施行令第十六条の規定にかかわらず、 定又は審決の謄本の送達があった特許出願に係 の例による。 施行令第十六条の規定にかかわらず、なお従前ついては、第一条の規定による改正後の特許法 る特許料の納付を猶予することができる期間に

附 則 抄 (平成一二年六月七日政令第三一

(施行期日) 号)

第 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日1一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 (平成十三年一月六日) から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三三

三号) 抄

(施行期日)

兀 この政令(第一条を除く。) 月一日 から施行する。 は、 平成十三年

九七号) (平成一三年九月一二日政令第1

る規定の施行の日(平成十四年七月一日)からこの政令は、法附則第一条ただし書に規定す 行する。

則 (平成一四年六月一九日政令第1

附

の施行の日(平成十四年九月一日)から施行すこの政令は、特許法等の一部を改正する法律一四号)

附 号 則 (平成一四年八月一日政令第二七

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十四年八月一日から施

六 附 号 〕則 則 (平成一四年九月四日政令第二九

この政令は、平成十五年四月一日から施行す

る。

六 附号 別 則 抄 (平成一五年八月六日政令第三五

(施行期日)

法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する 行する。

八附号 訓 則 抄 (平成一五年八月八日政令第三六

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 だし、附則第十四条から第三十八条までの規定 は、平成十五年十月一日から施行する。 (特許法等の適用に関する経過措置)

付については、それぞれ当該各号に定める規定増特許料、手数料、登録料及び割増登録料の納第十三条 機構は、次の各号に掲げる特許料、割 の政令で定める独立行政法人とみなす。 法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七に係る特許料、割増特許料及び手数料 特許願をいう。附則第二十一条において同じ。)顧をいう。附則第二十一条に規定する国際出三年法律第三十号)第二条に規定する国際出 がした特許出願又は国際出願(特許協力条約 に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十 機構の成立前に宇宙科学研究所について国

伴う経過措置) (特許法施行令及び商標法施行令の一部改正に

> する。 料、登録料及び割増登録料の納付について準用登録の申請に係る特許料、割増特許料、手数願、商標登録出願及び商標権の存続期間の更新願、国際出願、実用新案登録出願、意匠登録出願

九 附 〇 号 則

る。 この政令は、平成十五年十月一日から施行す

九 附 七 号) (平成一五年九月一〇日政令第三

る。 この政令は、

九 附 八 号 則

第一条 この政令は、 法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日、一条 この政令は、特許法等の一部を改正する (平成十六年四月一日) から施行する。

(平成一五年一二月一九日政令第

(施行期日)

つせん業取締法の一部を改正する法律の施行の第一条 この政令は、薬事法及び採血及び供血あ 日 (平成十七年四月一日) から施行する。

附則 ——号)

行する。

第二条 この政令の施行前に工業所有権研修所に 第四条において準用する場合を含む。)の規定 三十五年政令第十八号)第二項、商標法施行令第十七号)第四条第二項、意匠法施行令(昭和十二条(実用新案法施行令(昭和三十五年政令 施行令(以下「新特許法施行令」という。)第の一部は、第一条の規定による改正後の特許法おいて修了した研修課程又は履修した研修課程 いて修了した相当の研修課程又は履修した相当 の適用については、それぞれ情報・研修館にお 律施行令 (昭和五十三年政令第二百九十一号) び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法 (昭和三十五年政令第十九号) 第三条第二項及 (審査官の資格に関する経過措置)

第二十一条 附則第十三条の規定は、前二条の規 定の施行前に航空宇宙技術研究所がした特許出 第三条 この政令の施行前に工業所有権研修所に おいて修了した研修課程又は履修した研修課程

(平成一五年八月二九日政令第三

、平成十五年十月一日から施行すり

抄 (平成一五年九月一〇日政令第三

(施行期日)

五三五号) 抄

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施 (施行期日)

(審判官及び審判書記官の資格に関する経過措

館において修了した相当の研修課程又は履修し 令第三条第二項において準用する場合を含む。) 条第二項、意匠法施行令第二項及び商標法施行 条の二(これらの規定を実用新案法施行令第四 た相当の研修課程の一部とみなす。 の規定の適用については、それぞれ情報・研修 の一部は、新特許法施行令第十三条及び第十三

四号) 則 抄 (平成一七年二月一八日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、不動産登記法の施 (平成十七年三月七日) から施行する。 行 日

号) 附 則 (平成一八年二月一日政令第一四

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 附 則 (平 成 平成十八年四月一日から施 一八年 四月二六日政令第一

(施行期日) 八〇号) 抄

第一条 この政令は、会社法の施行の日 八年五月一日)から施行する。 〇 附 号 則 (平成一八年八月九日政令第二六 伞 十成十

(施行期日) この政令は、

公布の日から施行する。

2 用し、同日前に特許庁において審査の事務を開始した者に係る審査官の資格について適 おいて準用する場合を含む。)の規定は、この(昭和五十三年政令第二百九十一号)第四条に 和三十五年政令第十八号)第二項及び特許協力令第十七号)第四条第二項、意匠法施行令(昭 条第二号(実用新案法施行令(昭和三十五年 従前の例による。 始した者に係る審査官の資格については、 条約に基づく国際出願等に関する法律施行令 政令の施行の日以後に特許庁において審査の事 この政令による改正後の特許法施行令第十二 (経過措置) なお

三号) 附 則 抄 (平成一九年三月三〇日政令第八

(施行期日)

一行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

三 目次の改正規定(「第七目 の償却限度額等(第五十八条―第六十三条)」 減価償却資

第一号の改正規定、第九条の二第一項第一号を除く。)、第一条の改正規定、第九条第一項「第百五十五条の二十五の二」に改める部分 第二十二条の改正規定(同条第一項第二号イ く。)、同条を第十九条の二とする改正規定、 項の改正規定(同項第二号に係る部分を除 九条の二を削る改正規定、第十九条の三第一 の改正規定、第二編の編名の改正規定、第十 正規定、同編中第二章を第三章とし、第一章改正規定、第十五条(見出しを含む。)の改 第二十九号ロ(2)」に改める部分に限る。)、 号の改正規定、同章中同条を第十四条の六と 第一号に係る部分を除く。)、同条第四項第二部分に限る。)、同条第三項の改正規定(同項 第一項」を「第十四条の六第一項」に改める 四条の三第二項の改正規定(「第十四条の三 条の四を第十四条の七とする改正規定、第十 請求権に係る自己株式の譲渡(第百三十六条 条の四) /第三目の五 信託の設定 (第百三 及び「社債等の発行差益」を「金銭債務の償れ条―第百十九条の十六)/」に改める部分 当たりの帳簿価額及び時価評価金額(第百十 及び時価評価金額(第百十八条の四―第百十 単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額(第 減価償却資産の償却費の計算の細目(第六十 (第五十八条―第六十三条) /第七目の二 の二の次に一章を加える改正規定、第十七条 の次に二条を加える改正規定、第十四条の次 同編第一章中同条を第十四条の三とし、同条 する改正規定、第十四条の二の改正規定 の五を第十四条の八とする改正規定、第十四 六を第十四条の九とする改正規定、第十四条 の改正規定、第一編第一章の二中第十四条の の三)」に、「第百五十五条の二十五の三」を 渡請求権に係る自己株式の譲渡(第百三十六 還差損益」に、「/第三目の三 リース取引 八条の八) /第一目の二 有価証券の一単位 百十九条―第百十九条の十六)」を「/第一 三条の二)/」に、「第一目 有価証券の一 に改める部分及び「受益証券」を「受益権. 十六条の五)/」を「第三目の三 株式譲渡 (第百三十六条の三) /第三目の四 株式譲 「第二条第二十九号の三イ(2)」を「第二条 一条を加える改正規定、同編第三章を削る 「第二条第十九項」を「第二条第十二項 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額 減価償却資産の償却限度額等

改正規定(同号中「ヌまで」を「チまで」にの改正規定、第百五十五条の二十九第一号の 部分を除く。)、第百五十五条の二十八第二項 項第二十二号とする部分を除く。)、第百十九二号を加える改正規定(同項第二十一号を同 改める部分並びに同号リ及びヌを削る部分に 正規定(「受益証券」を「受益権」に改める 改正規定、第百五十五条の二十六第三項の改 く。)、第百五十五条の二十三に一項を加える し、同項第九号の次に一号を加える部分を除 の改正規定(同項第十号を同項第十一号と る部分を除く。)、第百五十五条の十三第二項 に同号ロ中「受益証券」を「受益権」に改め 項」を「第二条第十二項」に改める部分及び 定(同条第一項第二号イ中「第二条第十九 る部分を除く。)、第百五十五条の八の改正規 第十号の改正規定(同号を同項第十一号とす 五十五条の二第一項第九号の改正規定、 びに同号リ及びヌを削る部分に限る。)、第百 号中「ヌまで」を「チまで」に改める部分並 定、第百四十二条の二第一号の改正規定(同 分に限る。)、第百四十二条第二項の改正規 定目的信託」を「集団投資信託」に改める部 条第六項の改正規定(「投資信託若しくは特 券」を「受益権」に改める部分を除く。)、同 改正規定、同条第三項の改正規定(「受益証 の改正規定、第百四十条の二第一項第一号の 三目の五を削る改正規定、第百三十九条の八 三款の二に係る部分を除く。)、同節第四款第 一節第三款の次に二款を加える改正規定(第 定、第百二十二条の十二第三項及び第百二十 改正規定、第百十九条の十二第二号の改正規 定、第百十九条の八の二の次に一条を加える を除く。)、第百十九条の四第一項の改正規 条の三の改正規定(同条第十二項に係る部分 口に係る部分を除く。)、第百十九条第一項第 七十七条の二の改正規定(同条第一項第四号 十一号の次に一号を加える部分を除く。)、第 分を除く。)、第七十三条第二項の改正規定 号の改正規定(同号を同項第十二号とする部 条の二第九項第十号の改正規定、同項第十一 「受益証券」を「受益権」に改める部分並び 二条の十三第一項の改正規定、同編第一章第 二十一号を同項第二十二号とし、同号の次に に改める部分並びに同号ロ中「受益証券」を (同項第十二号を同項第十三号とし、同項第 「受益権」に改める部分を除く。)、第七十二 同項

> 改正規定、同項を同条第十項とする改正規項とする改正規定、同条第十一項第三号イの の改正規定、同条第八項第一号の改正規定、限る。)、同条第五項の改正規定、同条第六項 条第二項、第二十七条、第二十九条及び第三 条、第十九条、第二十二条第二項、第二十五 第十三条第一項の改正規定並びに附則第八 五章中同条を第百九十三条とする改正規定、 項の次に次のように加える改正規定(同表第 第一号に係る部分を除く。)、同項を同条第九 削る改正規定、同条第十項の改正規定(同項 を同項第四号とする改正規定、同条第九項を 正規定、同号を同項第二号とする改正規定、 条第二項第五号の改正規定、第百八十七条第 規定、第三編の編名の改正規定、第百七十七 号の改正規定、第百七十四条の二を削る改正 る改正規定、同編第一章の三を削る改正規 限る。)、第百五十五条の四十三に一項を加え 号)の施行の日 同章を同編第四章とする改正規定並びに附則 する改正規定、第二百条の改正規定、 る。)、同編第三章を削る改正規定、第百九十 百三十一条の三第一項の項に係る部分に限 十八条第三項の表第九十六条第二項第一号の 三項を同条第十一項とする改正規定、第百八 定、同条第十二項を削る改正規定、同条第十 する改正規定、同項第五号の改正規定、同号 同項第四号の改正規定、同号を同項第三号と 同項第二号を削る改正規定、同項第三号の改 定(「第十項」を「第九項」に改める部分に 第一項の改正規定、第百七十四条第一項第二 五十六条の二とする改正規定、第百五十七条 定、同編第二章中第百五十六条の十七を第百 十条の規定 信託法 (平成十八年法律第百八 十二条とする改正規定、同章を同編第三章と 九条の改正規定、同編第四章中同条を第百九 一項第四号の改正規定、同条第二項の改正規

七号) (平成二〇年三月二六日政令第六

この政令は、平成二十年四月一日から施行す

四〇四号) (平成二〇年一二月二六日政令第

法律(平成二十年法律第十六号)の施行の日第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する (平成二十一年四月一日) から施行する。 (施行期日)

七〇号 則 (平成二三年一二月二日政令第三

を「/第七目

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年改正法の施行 の日(平成二十四年四月一日)から施行する。 附 則 六九号) (平成二六年七月三〇日政令第二

(施行期日)

- 第一条 この政令は、改正法の施行の日 経過措置) (特許権の存続期間の延長登録の出願に関する 十六年十一月二十五日)から施行する。 (平成二
- 間の延長登録の出願については、なお従前の例第五条 この政令の施行前にした特許権の存続期 による。
- 2 この政令の施行後にした特許権の存続期間 掲げる処分に係るものに係る同条第二号の規定 るものについては、第七条の規定による改正前延長登録の出願であって、次に掲げる処分に係 う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 の効力を有する。この場合において、第二号に の特許法施行令第三条第二号の規定は、なおそ の規定によりなお従前の例によりされた同法第 又は薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴 は、「薬事法等の一部を改正する法律(平成二 の適用については、同号中「薬事法」とあるの 十五年法律第八十四号)附則第六十三条の規定 (平成二十六年政令第二百六十九号) 第十八条 条の規定による改正前の薬事法」とする。 第三条第二号に掲げる処分 第七条の規定による改正前の特許法施行令
- の規定によりなお従前の例によりされた前号 に掲げる処分 改正法附則第六十三条の規定又は第十八条
- 3 とあるのは、「次に掲げる処分及び薬事法等の の適用については、同号中「次に掲げる処分」 るものに係る特許法施行令第二条第二号の規定 延長登録の出願であって、次に掲げる処分に係 政令第二百六十九号)附則第五条第三項各号に 備等及び経過措置に関する政令(平成二十六年 掲げる処分」とする。 一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整 この政令の施行後にした特許権の存続期間
- する再生医療等製品に該当するものに限る。) 器(医薬品医療機器等法第二条第九項に規定 に係る旧薬事法第十四条第一項の承認、 旧薬事法第十四条第一項に規定する医療機

法第十九条の二第一項の承認 '準用する場合を含む。) の承認及び旧薬事況九項(旧薬事法第十九条の二第五項におい

改正法附則第六十三条の規定によりなお従 六号) 附 の例によりされた前号に掲げる処分 則 抄 (平成二七年一月二八日政令第二

施行期日)

(平成二十七年四月一日) から施行する。 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日 附 則 (平成二八年一月二二日政令第一

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する 法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から 施行する。 則 (平成二九年一月二〇日政令第五

(施行期日)

の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律 の締結及び環太平洋パートナーシップに関する この政令は、環太平洋パートナーシップ協定 の施行の日から施行する。

〇五号) (平成三〇年七月一一日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 三二六号) (平成三〇年一一月三〇日政令第 抄

(施行期日)

律の施行の日 行する。 この政令は、 (平成三十年十二月一日) から施、農薬取締法の一部を改正する法

抄 則 (平成三一年一月八日政令第二

2

(施行期日)

する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行。この政令は、不正競争防止法等の一部を改正 の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

号) 抄 則 (令和元年七月一二日政令第五八

(施行期日)

に資するための中小企業等経営強化法等の一部第一条 この政令は、中小企業の事業活動の継続 を改正する法律(次条において「改正法」とい 施行する。 う。) の施行の日(令和元年七月十六日) から 附 則 (令和二年七月二八日政令第二二

八号)

る改正前の」とする

施行の日(令和二年九月一日)から施行する。を改正する法律(以下「改正法」という。)の効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有

六号) 則 (令和二年九月一六日政令第二八

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業の事業承継の促進 二項において「改正法」という。) の施行の日 に関する法律等の一部を改正する法律(次条第 のための中小企業における経営の承継の円滑化

(令和二年十月一日) から施行する。

(特許法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に第八条の規定に る手数料の軽減若しくは免除については、なお 軽減若しくは免除又は特許協力条約に基づく国 よる改正前の特許法施行令第十条第二号ホ又は 従前の例による。 十号)第十八条の二の規定による国際出願に係 際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三 はその納付の猶予若しくは同法第百九十五条の の規定による特許料の軽減若しくは免除若しく 十四年法律第百二十一号)第百九条の二第一項 へに掲げる者である者に対する特許法(昭和三 二の二の規定による出願審査の請求の手数料の

〇号) 附則 抄 (令和二年一〇月二日政令第三〇

(施行期日)

1 る。 この政令は、 令和三年四月一日から施 行す

八号)

(令和二年法律第四十六号) おいて、復興庁設置法等の一部を改正する法律 中「申請日において、」とあるのは「申請日に おその効力を有する。この場合において、同号 改正する法律附則第十一条に規定する期間、 法律(昭和五十三年法律第三十号)第十八条の 又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する る出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除 料の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予 に限る。)の規定は、復興庁設置法等の一部を 正前の特許法施行令第十条(第六号に係る部分 しくは免除については、第四条の規定による改 二の規定による国際出願に係る手数料の軽減若 若しくは同法第百九十五条の二の二の規定によ (特許法施行令の一部改正に伴う経過措置) 特許法第百九条の二第一項の規定による特許 第三条の規定によ な

附 則 (令和二年一一月一一日政令第三

この政令は、 令和三年四月一日 から施行す

る。

則 (令和三年一月五日政令第一号

三年八月一日)から施行する。 則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和を改正する法律(以下「改正法」という。)附効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部 この政令は、医薬品、医療機器等の品質、 有

四 附四号) (令和三年一二月二四日政令第三

(施行期日)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」と 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する 法律(以下「改正法」という。) の施行の日 (令和四年四月一日) から施行する。 (特許料に関する経過措置)

法第一条の規定による改正前の特許法第百九条 に納付すべきであった特許料(施行日前に改正いう。)前に既に納付した特許料又は施行日前 の規定によりその納付が猶予されたものを含 む。) については、なお従前の例による。

六号) 附 則 (令和四年五月二〇日政令第一九

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (令和四年六月一六日政令第二一

を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七 日)から施行する。 この政令は、福島復興再生特別措置法の一部

四八号) 附 則 (令和四年一一月一一日政令第三

ら施行する。 る規定の施行の日 この政令は、改正法附則第一条第二号に掲 (令和四年十一月十四日) カュ

別表 (第十条関係)

福島国際研究教育機構 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

国立研究開発法人情報通信研究機構 独立行政法人酒類総合研究所

十七

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資

源機構

五.

独立行政法人国立印刷局独立行政法人造幣局

独立行政法人国立科学博物館 国立研究開発法人物質・材料研究機構

国立研究開発法人防災科学技術研究所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発

独立行政法人国立文化財機構独立行政法人国立美術館

十 五 国立研究開発法人科学技術振興機構 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 国立研究開発法人理化学研究所

十八 十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発 国立研究開発法人海洋研究開発機構

独立行政法人日本スポーツ振興センター

十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支 機構

援機構 独立行政法人労働者健康安全機構

独立行政法人国立病院機構

一十三 国立研究開発法人国立がん研究セン 一十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄 養研究所

十四四 ター ンター 国立研究開発法人国立循環器病研究セ

一十五 国立研究開発法人国立精神・神経医療 研究センター

一十六 国立研究開発法人国立国際医療研 ンター 究セ

二十七 国立研究開発法人国立成育医療研究セ ンター

一十八 国立研究開発法人国立長寿医療研究セ ンター

二十九 独立行政法人農林水産消費安全技術セ ンター

三十一 国立研究開発法人農業·食品産業技術 三十 独立行政法人家畜改良センター 総合研究機構

三十二 国立研究開発法人国際農林水産業研究 センター

三十四 三十三 国立研究開発法人森林研究·整備機構 十六 一 五 国立研究開発法人産業技術総合研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 国立研究開発法人水産研究・教育機構

三十八 国立研究開発法人新エネルギー・産 技術総合開発機構

四十 一十九 国立研究開発法人土木研究所 国立研究開発法人建築研究所

O					
			四十五 国立研究開発法人国立環境研究所	では後年 四十二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備四十三 独立行政法人自動車技術総合機構四十二 独立行政法人自動車技術総合機構	所用品所四十一 国立研究開発法人海上・港湾・航空技